

議案第 83 号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例の制定に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（第4条第2号に掲げる事業等）」に改め、同条中「第4条第2号に掲げる事業を世田谷区福祉人材育成・研修センター事業といい、その」を「総合プラザ内において第4条第2号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の」に改める。

第7条を次のように改める。

（第4条第3号に掲げる事業等）

第7条 総合プラザ内において第4条第3号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第 号）の定めるところによる。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。